

令和6年度 世界農業遺産まるごと京阪神エリアPR事業委託仕様書

I. 目的

琵琶湖と共に生する滋賀の農林水産業「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定されたことを契機に、「琵琶湖システム」の営みから生産される「滋賀の幸」の魅力の発信や「滋賀の幸」の販路拡大の機会を創出することで、京阪神エリアにおける「滋賀の幸」※のファン拡大と生産者の生産意欲の向上を図る。

※「滋賀の幸」… 滋賀県産の農畜水産物（近江米、近江牛、近江の茶、湖魚、近江の野菜、滋賀のくだもの、滋賀の花）を指す。

2. 委託事業の内容

「滋賀の幸」のファン拡大および生産者の生産意欲の向上を図るため、次の業務を委託する。

（1）「滋賀の幸」メニューフェアの実施

『琵琶湖と共に生する「滋賀の幸」』をテーマに、琵琶湖や生き物に配慮しこだわりを持って生産された「滋賀の幸」をメイン食材とするメニューを京阪神エリアの飲食店等で実施。実施にあたっては、以下を満たすこと。

- ①メニューは、京阪神エリアの概ね8店舗での実施とすること。
- ②フェアメニューの開発を前提とした、生産者と飲食店等が直接対話できる産地訪問や商談等の機会を設けるとともに、事前・事後において生産者をフォローすること。
- ③フェア期間、産地訪問の時期、使用食材について、県と協議の上決定すること。
- ④メニューの提供形態は、ディナー、ランチを問わない。
- ⑤各店舗のメニュー開発状況、食材の使用状況等について、県と随時情報を共有すること。
- ⑥具体的な内容は、掲げるテーマに基づいた上で自由提案とする。

（2）意欲的な生産者と事業者のマッチング・商品開発支援

森・里・湖のつながりである「琵琶湖システム」は、食文化を通した人と人とのつながりも醸成する。そこで、「琵琶湖システム」の中で育まれた产品による“家族と食卓を囲む楽しみづくり”をテーマに、生産者と事業者のタッグによる「滋賀の幸」を利用した加工品等を開発すること。なお実施にあたっては以下の内容を満たすこと。

- ①県内生産者と京阪神エリアにおける商品展開が可能である事業者のマッチングによる加工品等の開発に取り組むとともに、開発した加工品等のテストマーケティングを試みる等、今後の販売につながる取組であること。
- ②県内生産者と事業者が直接対話できる場を設け、継続的な取引に至る加工品等の開発を目指すものであること。
- ③具体的な内容は、掲げるテーマに基づいた上で自由提案とする。

(3) 「滋賀の幸」の魅力発信（イベント）

「琵琶湖システム」の営みから生産される「滋賀の幸」のファン拡大を目指し、消費者等が「滋賀の幸」を知るきっかけとなる体験型イベントの実施。実施にあたっては、以下を満たすこと。

- ①京阪神エリアの消費者等を対象とし、「滋賀の幸」の魅力を存分に体感できるものとする。
- ②イベントの内容、時期、使用食材等については、提案に基づき県と協議の上決定すること。
- ③具体的な内容は自由提案とする。

(4) 情報発信

商品開発や産地訪問の様子、商品・メニューの内容、体験型イベントについて、一体感を持たせたイメージで、WEB等で広く周知を行うこと。

(5) 取組実施後のアンケート実施

商品開発やフェアメニューの開発・提供を行った事業者等に対し、販売実績、価格、継続使用的意向等を調査すること。体験型イベントについては、イベント参加者に対し、「滋賀の幸」の魅力に関する調査を実施すること。

また、その内容をもとに、今後の継続取引や販路拡大等につなげるため、生産者に対するフィードバックを行うこと。

(6) 「おいしが うれしが」キャンペーン推進店への登録

本事業に参加した事業者等に対し、「おいしがうれしが」キャンペーン推進店の登録を促すこと。

3 各取組で取扱う品目および品目数

生産者等は別途県にて公募するが、事業者等の要望に応じて県が公募した以外の品目を積極的に提案することは可とする。

4 委託事業に含めるべき具体的な内容

- (1)各取組にかかる生産者、事業者等との連絡調整業務。
- (2)各取組の運営や商品・メニュー開発、イベント実施にかかる経費（サンプル代等）の負担。ただし開発した商品やメニューの販売にかかる経費（食材の仕入れ、送料）については対象外とする。
- (3)その他目的を達成するために必要と思われる事項。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月25日（火曜日）まで

6 実績報告書の提出について

受託者は、本委託事業の完了後、委託事業の内容を取りまとめた報告書およびその電子データを提出すること。

7 納品場所

滋賀県農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室

8 その他

- (1)本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2)委託事業の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3)委託事業の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託事業以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託事業の終了までに県に返却することとする。
- (4)委託事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5)社会情勢の影響を受け委託事業の実施が困難な場合は、県と協議の上、時期および内容等を再検討する。
- (6)委託事業の内容は、受託者からの提案に基づき県と協議の上、決定する。
- (7)その他、委託事業内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定める。